

やさしさと 支え合いのまち しながわ

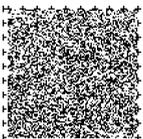


2019(平成31)年4月

音声コードについて

本計画書の紙面には、音声コード（SPコード）を印刷しています。音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることにより、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い方などに対する情報提供が可能になります。

◆音声コードの横の切り込みで、コードの位置を知らせています。



やさしさと支え合いのまちをめざして

人生 100 年といわれる時代となり、生まれてから亡くなるまでの一生涯、誰もが豊かな人間関係の中で、いきいきと元気に生活を送ることが望まれています。一方、少子高齢化が進んだことや地域のつながりが希薄化していることにより、これまでの福祉サービスでは解決できない複合的な問題や社会的孤立が深刻化しています。



また、国においては、ニッポン一億総活躍プラン（2016（平成 28）年 6 月 2 日閣議決定）が進められる中、福祉分野においては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

区は、これまで「第 2 期品川区地域福祉計画」をはじめ、関連計画などに基づき、高齢者や子育てなど各相談窓口の整備を進めるとともに、できるだけ多くの人々が利用できるようにユニバーサル社会の実現に向けてハードとソフト両面からバリアフリー化に取り組んできました。また、地域においては、昔ながらの人と人とのあたたかいつながりによる声かけや見守り活動が行われています。

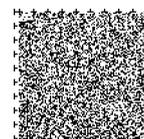
今後、ますます加速する少子高齢化や地域のつながりの希薄化により生じる問題や課題に対応するため、区民、関係機関、専門職、行政がそれぞれの役割を果たしながら、横断的な取り組みを進めていくことが必要です。そのため、区では、「第 2 期品川区地域福祉計画」と「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を統合した「第 3 期品川区地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現をめざしてまいります。

ぜひ、本計画を読むことで、品川区の地域福祉について関心を持っていただき、できることから具体的に実践し、様々な活動に参加していただきたいと思います。誰もが暮らしやすいまちを、ともに作りあげていけるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、地区懇談会やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただいた区民ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

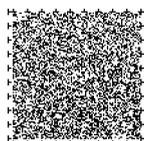
2019（平成 31）年 4 月

品川区長 濱野 健



目次

第1章 計画策定の考え方	1
1. 計画の基本事項.....	2
(1) 地域福祉とは.....	2
(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現.....	2
(3) 国がめざす地域包括ケアシステム.....	3
(4) 品川区がめざす地域共生社会.....	4
(5) 地域福祉の圏域.....	4
(6) 計画策定の趣旨.....	5
(7) 計画期間.....	5
(8) 計画の位置付け.....	5
2. 地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方.....	6
(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ.....	6
(2) 国と都の動き.....	6
(3) 区での取り組み.....	7
3. 基本理念、基本目標.....	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1. 品川区の統計からみえる現状.....	10
(1) 人口の推移.....	10
(2) 世帯数の推移.....	11
(3) 高齢者のいる世帯数の推移.....	11
(4) 高齢者人口等の状況.....	12
(5) 障害者数の推移.....	13
(6) 出生率の推移.....	13
(7) 被保護世帯等の推移.....	14
(8) 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移.....	14
2. アンケート調査等からみえる現状.....	15
(1) 品川区の地域福祉に関するアンケート調査.....	15
(2) 区民・関係者からの主なご意見.....	21
3. 前期計画の成果・実績.....	22
(1) 「第2期品川区地域福祉計画」の主な成果・実績.....	22
(2) 「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」の主な成果・実績.....	23
4. 地域福祉で取り組むべき今後の重点課題.....	24



第3章 第3期に推進する施策 25

施策の体系..... 26

1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ 28

(1) 相互理解の促進..... 30

(2) 生活の中での気づきの促進..... 32

(3) 地域による見守り体制の充実..... 34

2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる 38

(1) 地域活動等の活性化..... 40

(2) 多世代による支え合いの地域づくり..... 43

(3) 社会参加を通じた生活の質の向上..... 46

(4) 様々な生きづらさを持つ子ども・若者への支援..... 48

(5) 外出しやすいまちづくり..... 49

3. 適切な支援につながるしくみをつくる 52

(1) 包括的な相談支援体制の充実..... 54

(2) 虐待防止と権利擁護の推進..... 58

(3) 安心して住むための支援の充実..... 60

(4) 自立のための環境づくり..... 62

(5) 生活支援等福祉サービスの充実..... 64

第4章 計画の推進体制と進行管理 67

1. 計画の推進体制..... 68

(1) 計画内容の周知..... 68

(2) 区民等との協力による地域福祉の推進..... 68

(3) 庁内の推進体制..... 68

2. 計画の進行管理..... 69

資料編..... 71

1. 計画策定の経過..... 72

(1) 計画策定の検討経過..... 72

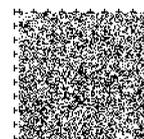
(2) 地区懇談会の開催状況..... 73

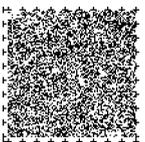
(3) 各種アンケートの実施概要と結果..... 74

2. 品川区地域福祉計画策定委員会 委員名簿..... 75

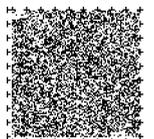
3. 品川区地域福祉計画策定庁内検討会 委員名簿..... 76

4. 地域福祉およびやさしいまちづくりに関連する法令等..... 77





第1章 計画策定の考え方



1. 計画の基本事項

(1) 地域福祉とは

福祉は、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとに必要なサービスの提供を目的としたものです。一方、地域福祉は、自分たちが住んでいる「地域」に着目し、支援を必要としている人やその家族に対して必要なサービスを総合的に提供し、地域社会を構成する一員として自立した生活を送ることができるようにすることです。

近年、急速な少子高齢化や核家族化等が進み、ひとり暮らし高齢者や障害者、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、手助けを必要としている人たちが増えています。また、地域住民の生活スタイルや価値観が多様化する一方で、地域のつながりは希薄化しており、社会的に孤立している人もいます。

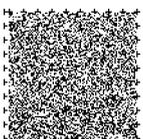
地域福祉には、こうした手助けや支援を必要とする人たちが抱える生活上の様々な課題に対し、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとでなく、自分たちが住んでいる地域で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるように地域住民や事業者、行政が協力し、支え合う取り組みが求められています。

(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

区はこれまで、高齢者がたとえ心身の状態が悪化した場合でも、できる限り住み慣れた自宅での生活を継続するため、「地域包括ケアシステム（地域における医療や介護、介護予防、住まいおよび生活支援を包括的に提供するしくみ）」の構築を進めてきました。

今後は、高齢者だけでなく、子どもや障害者などすべての区民一人ひとりが地域で生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて、区民・関係機関・区との連携強化などにより、「地域包括ケアシステム」の構築をさらに進めていきます。



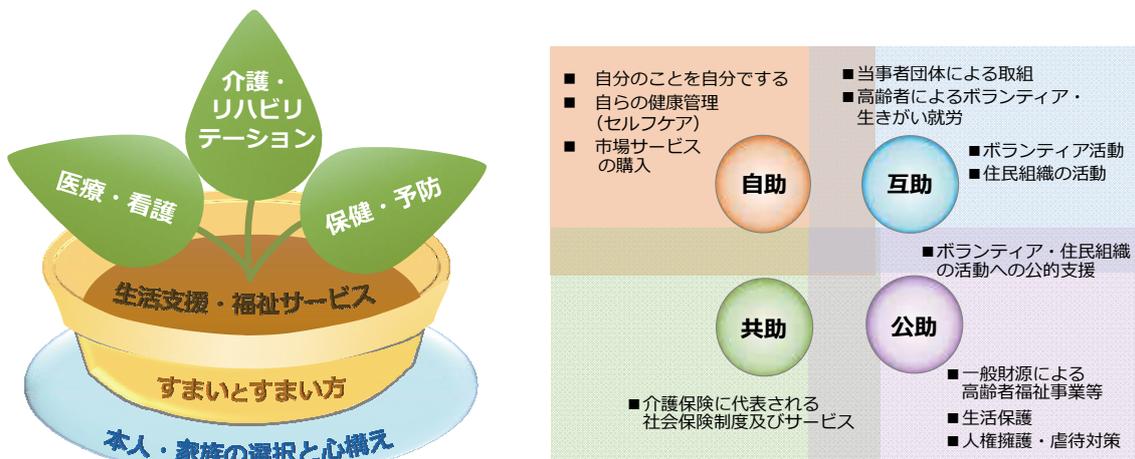
(3) 国がめざす地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」により包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざすものです。

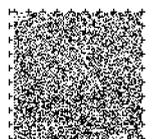
これを実現するためには、介護保険や公的福祉サービスといった「共助」や「公助」とあわせて、自分のことを自分でする「自助」や地域の支え合いである「互助」を効果的に組み合わせていくことが重要です。

地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子どもを含む、地域のすべての住民のためのしくみであり、本人や家族、町会等の住民組織、専門職、地域の事業者、行政など様々な地域の主体の関わりが重要になります。各自治体には、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを作り上げていくことが求められています。

図 地域包括ケアシステムの概念図



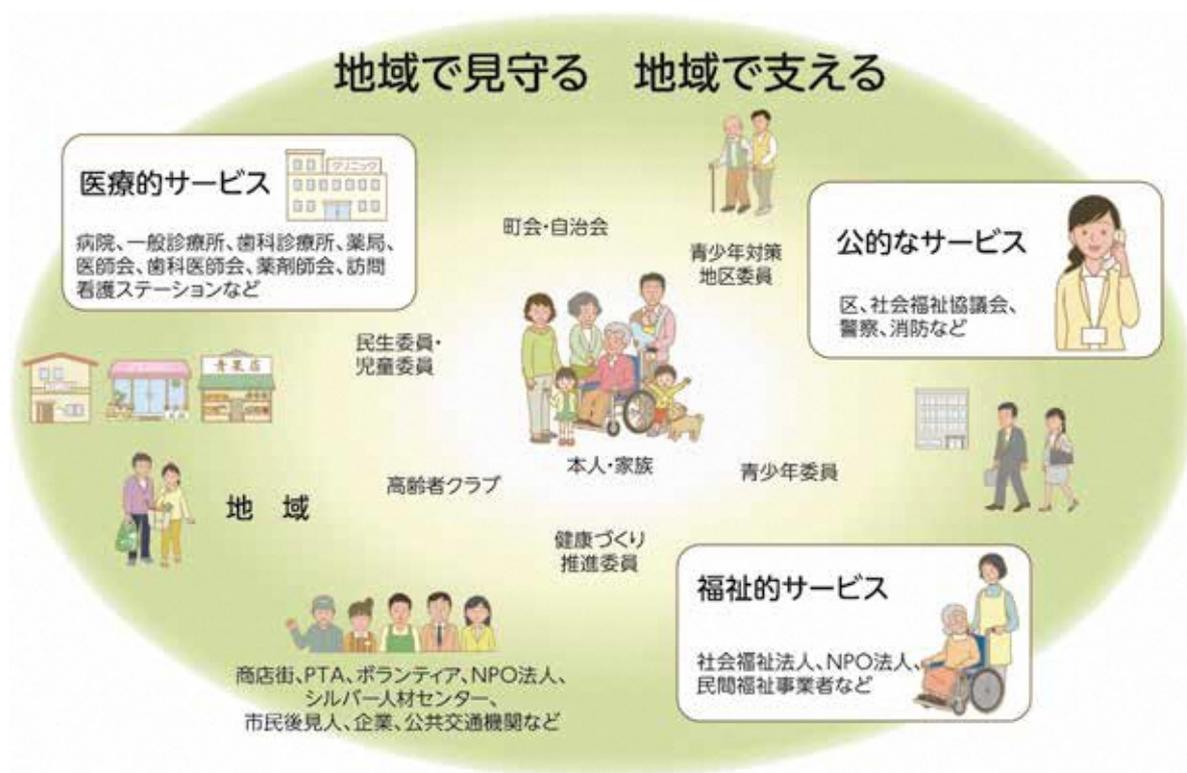
出典：厚生労働省 2013（平成25）年3月 地域包括ケア研究会報告書



(4) 品川区がめざす地域共生社会

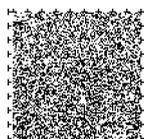
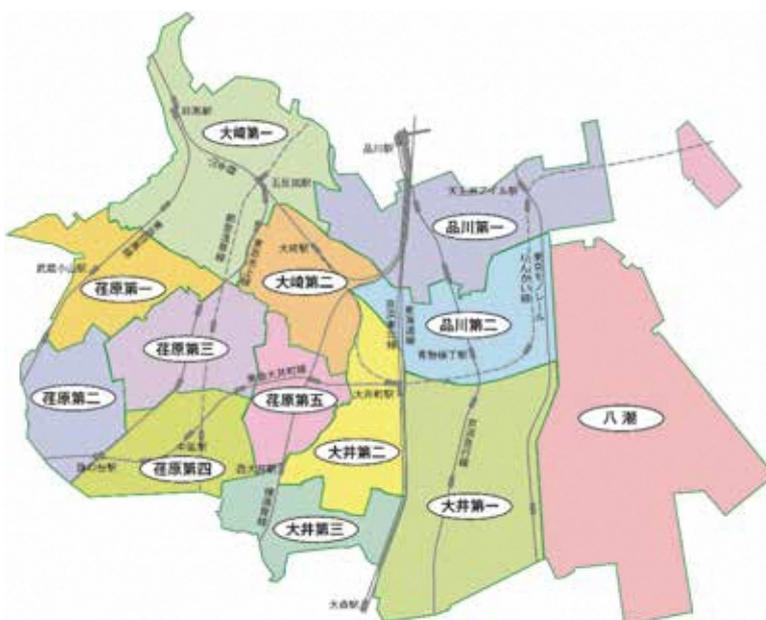
身近な地域において、子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、公的なサービスだけでなく、福祉的・医療的サービスの事業者や地域団体などにより構成される区民全体が連携し、協力し合う社会をめざします。

図 地域共生社会のイメージ



(5) 地域福祉の圏域

区は、地域センター区域と同じ 13 地区を、様々な主体による地域福祉活動の範囲である「日常生活圏域」として設定し、地域コミュニティによる支え合いを推進していきます。



(6) 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法*第107条に基づき、区市町村が策定しています。本計画は、地域住民、関係機関・団体、福祉や医療サービスの事業者、区等のすべての区民が、地域福祉に関わる活動や取り組みを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす計画です。

※本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（2014（平成26）年3月26日厚生労働省通知）」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。

【社会福祉法(抜粋)】
 (地域福祉の推進)
 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
 (市町村地域福祉計画)
 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。
 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(7) 計画期間

2019（平成31）年度～2023年度（5年間）

(8) 計画の位置付け

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

基本的な考え方を示すものです。

さらに、その他の関連計画や、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

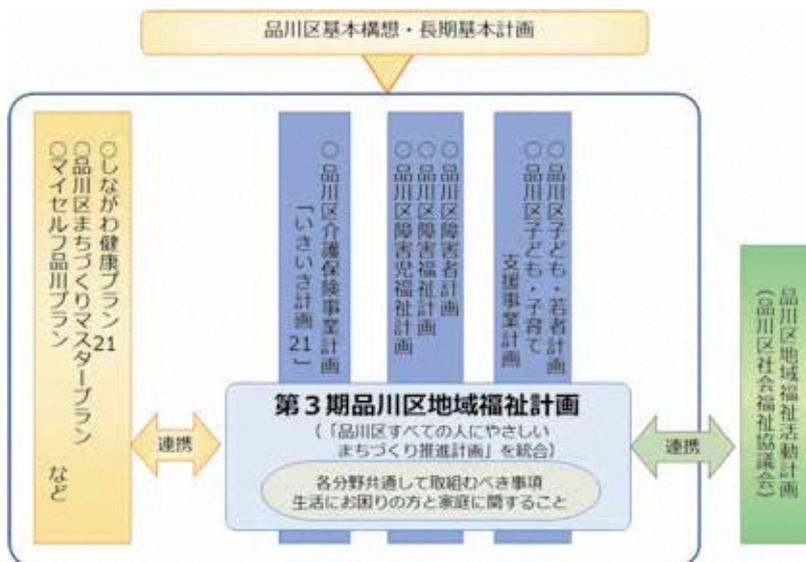
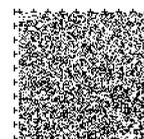


図 計画の位置付け



2. 地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方

(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、高齢者や障害者などに対する日常生活や社会生活の中でバリア（障壁）を取り除いていこうという考え方です。

それに対し、ユニバーサルデザインとは、「年齢、性別、人種、個人の能力等にかかわらず、はじめからすべての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」という考え方です。バリアフリーとして展開してきたものをさらに広く捉えています。誰もが暮らしやすい社会をつくるという点では、同様の意味で用いられることも多くあります。

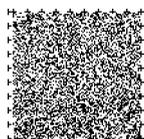


(2) 国と都の動き

国は、2017（平成 29）年 2 月に東京 2020 大会（※）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を取りまとめ、心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取り組みを展開することとしています。また、2016（平成 28）年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」）等の改正を受け、大会後の超高齢社会につながるよう、あらゆる人にやさしいユニバーサル社会の進展をめざしています。

また、都においても「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいてまちづくりを進めるとともに、2019（平成 31）年 4 月に「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定し、2020 年とその先を見据えた取り組みを行うこととしています。

※正式名称：第 32 回オリンピック競技大会、東京 2020 パラリンピック競技大会



(3) 区の取り組み

区では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、公共施設等のバリアフリー化などのハード面の環境整備とともに、区民等に対する意識啓発や情報提供の充実などソフト面の取り組みを総合的に進めることで、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざしています。

1) 心のバリアフリーの推進

社会には多様な人が存在し、その中には様々なバリアにより社会参加が困難な人がいます。バリアを取り除くために、何らかの対応を必要としている人に対して、適切な配慮を行うことにより、平等に社会参加できる機会が確保されます。

そうしたことを一人ひとりが理解し、困っている人を見かけたときに皆が協力して手助けできるとともに、困っている人からも手助けを求めやすい社会をめざします。

また、「障害者差別解消法」の普及啓発にも取り組んでいきます。

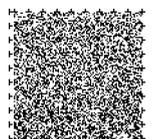
2) 面的なバリアフリー化の推進

生活の中で利用する建物のバリアフリー化が進むことで、移動や利用をしやすくなりますが、生活上のすべてのバリアがなくなったとは言い切れません。区では、国や都の動向を注視しながら、「品川区長期基本計画」に基づき、施設の整備やその移動手段の改善を組み合わせ、点や線の整備から面的・重点的な広がりを持ったバリアフリー化を進めていきます。

また、地域特性に合わせて、バリアフリーのまちづくり計画を策定しており、これまでに策定した「品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画」と「品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」に基づき、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。

3) 情報のバリアフリーの推進

平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます。



3. 基本理念、基本目標

本計画がめざす理想の地域の姿を「基本理念」とし、その理念を達成するために必要な要素を「基本目標」として定めます。

【基本理念】

**誰もが 自分らしく
やさしさを持って 暮らせるまち**

【基本目標】

多様性を認め合う意識を醸成する

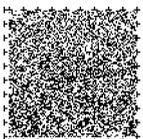
区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、思いやりのまちをめざします。

地域のつながりを再構築する

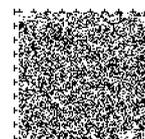
地域の支え合いや関係機関等の連携などにより、孤立や孤独のないまちをめざします。

誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる

区民一人ひとりが日常的な交流や社会参加を通じ役割を持つことで、いきいきと暮らし、活躍できるまちをめざします。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

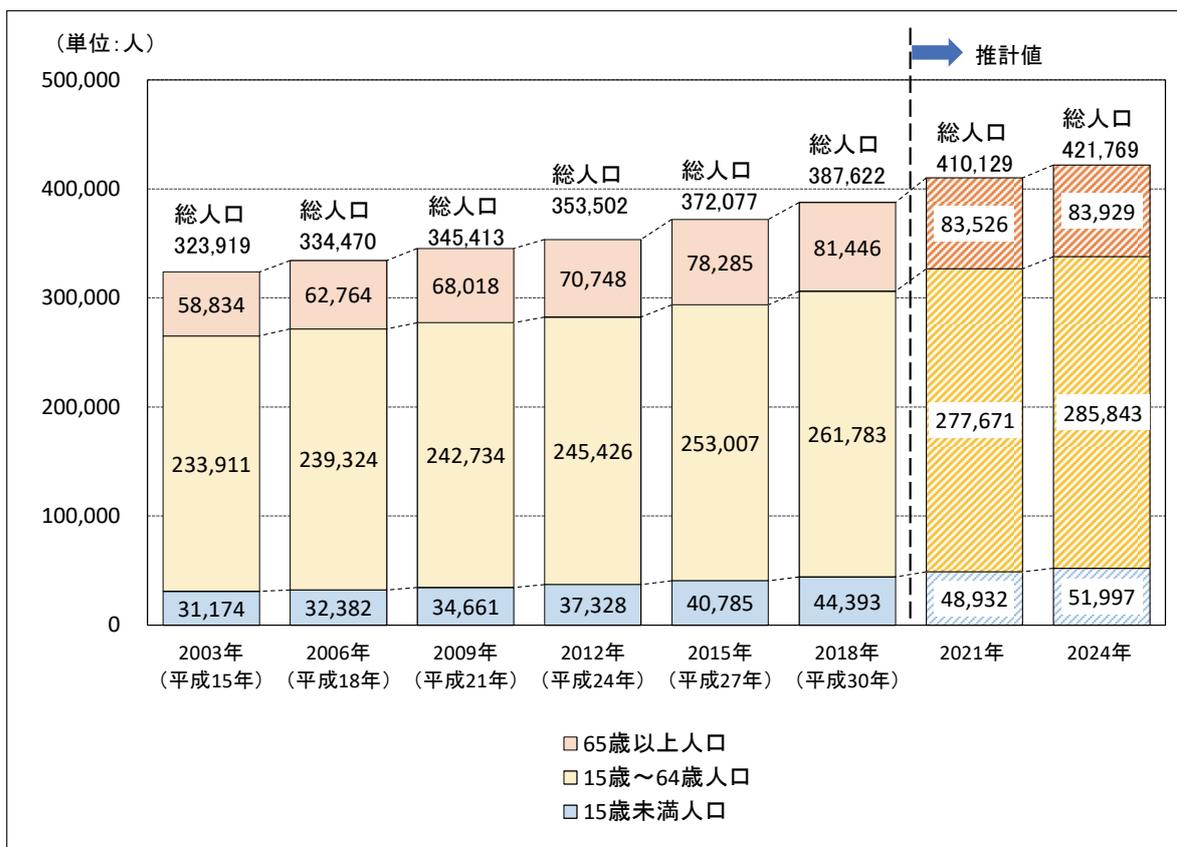


1. 品川区の統計からみえる現状

(1) 人口の推移

近年、品川区は区外からの転入により、年齢3区分別人口（15歳未満人口、15歳～64歳人口、65歳以上人口）のいずれも増加しています。現在、区民の約5人に1人が高齢者となっています。

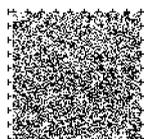
■ 総人口および年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

※（1）、（2）の統計については、住民基本台帳法の一部改正（2012（平成24）年7月施行）にともない、2015（平成27）年から日本人および外国人の総数を表記しています（2012（平成24）年までの数に外国人登録者数は含まれていません）。

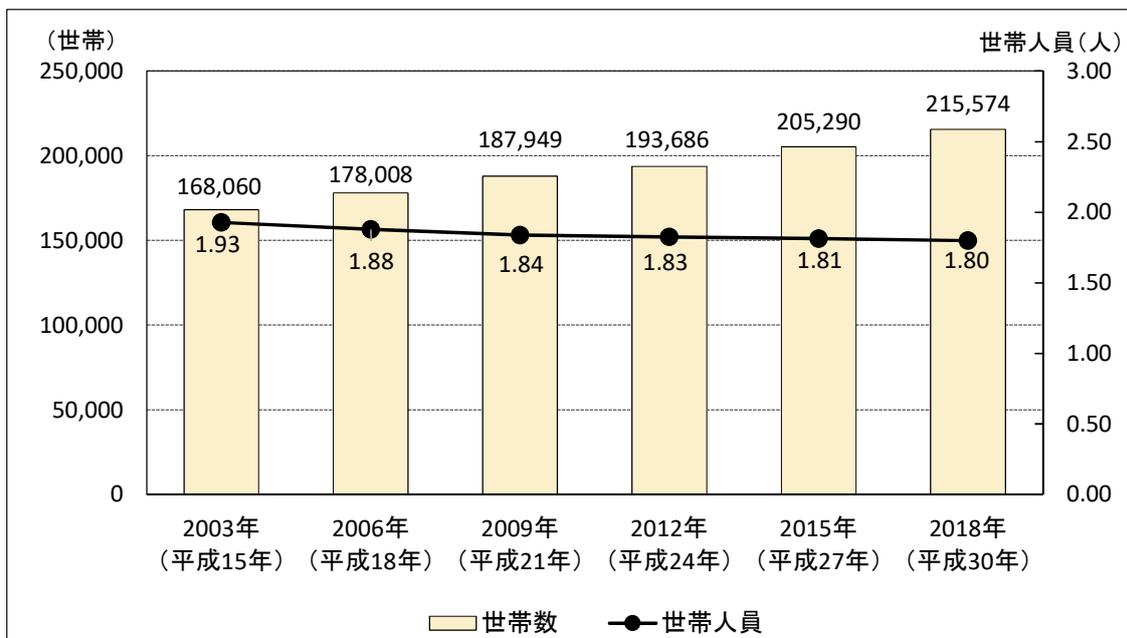
※推計値は、品川区長期基本計画策定委員会資料「品川区の将来人口推計」中位推計による。



(2) 世帯数の推移

近年、区の世帯数の増加が続き、1世帯当たりの世帯人員数はゆるやかに減少傾向にあります。

■ 世帯数・世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 高齢者のいる世帯数の推移

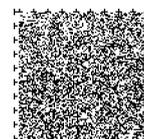
高齢者のいる世帯のうちの単身世帯の割合が増える傾向にあり、夫婦のみ世帯の割合は横ばいで、同居世帯の割合は減る傾向にあります。

■ 高齢者のいる世帯数の推移

(単位: 世帯)

	全世帯数	高齢者のいる世帯		
		単身世帯割合	夫婦のみ世帯割合	同居世帯割合
1990(平成2)年	151,756	30,104 23.8%	25.3%	50.9%
1995(平成7)年	149,466	34,921 27.6%	23.6%	48.9%
2000(平成12)年	157,986	41,329 33.5%	25.9%	40.6%
2005(平成17)年	178,825	45,604 34.4%	25.8%	39.8%
2010(平成22)年	196,132	50,924 38.1%	25.2%	36.7%
2015(平成27)年	212,374	56,514 39.9%	25.2%	34.9%

資料：総務省「国勢調査」



(4) 高齢者人口*等の状況

区は人口増加により、高齢化率の上昇には歯止めがかかっていますが、八潮地区や荏原地区ではその他の地区よりも高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口に対して18%程度の方が要介護や要支援の認定を受けて、介護サービスを利用しています。

* 高齢者人口とは…65歳以上人口。

■ 地区別の高齢者人口・高齢化率



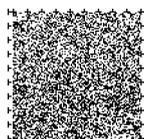
資料：住民基本台帳（2019（平成31）年1月1日現在）

※地区別の人口は、日常生活圏域である地域センター別人口の積算です。

■ 要介護度別認定者数

	0	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000	(人)	
2013年度 (平成25年度)	2,816	1,755	2,654	1,664	1,672	1,390	1,053	13,004
2014年度 (平成26年度)	2,874	1,887	2,928	1,726	1,635	1,466	1,104	13,620
2015年度 (平成27年度)	2,464	1,870	3,112	1,847	1,648	1,564	1,149	13,654
2016年度 (平成28年度)	2,704	1,998	3,259	1,847	1,675	1,585	1,124	14,192
2017年度 (平成29年度)	2,755	2,193	3,211	1,964	1,739	1,654	1,146	14,662
【凡例】	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計

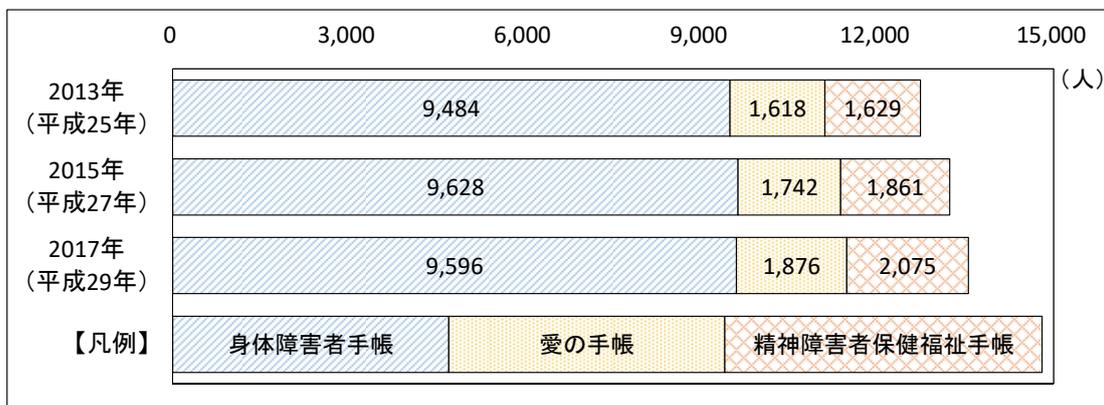
資料：品川区介護保険制度の運営状況（各年度3月31日現在）



(5) 障害者数の推移

直近の2017（平成29）年と2015（平成27）年と比較すると、身体障害者数は若干減少し、知的障害者数および精神障害者数は増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



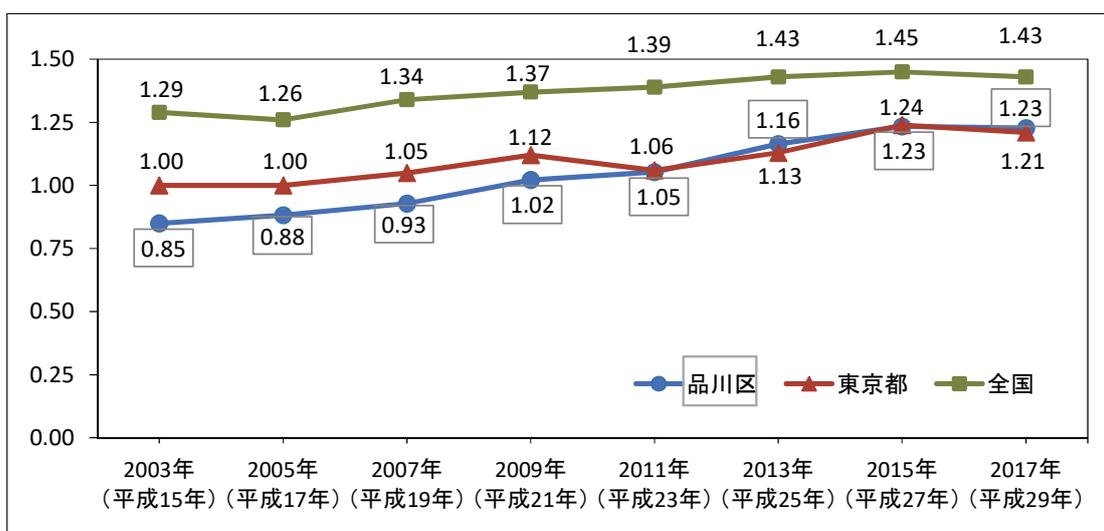
資料：第5期品川区障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（各年4月1日現在）

※愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断しています。

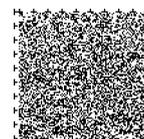
(6) 出生率の推移

区の合計特殊出生率は上昇傾向にあり、2009（平成21）年には1.0人を超えました。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計年報



(7) 被保護世帯等の推移

区の被保護世帯および人員は、2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度までは急激に増加したものの、その後は、ほぼ横ばいの状態が続いています。区の保護率は都保護率よりも 5 ポイント以上低い水準であり、全国保護率と比べても低い水準となっています。

■ 被保護世帯・被保護人員の推移

※‰（パーミル）：1000 分の 1 を表す単位

	区			都	全国
	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率※	保護率	保護率
2009(平成21)年度	3,635	4,347	12.5‰	17.8‰	13.8‰
2011(平成23)年度	4,370	5,248	14.9‰	20.9‰	16.2‰
2013(平成25)年度	4,695	5,607	15.7‰	22.1‰	17.0‰
2015(平成27)年度	4,803	5,684	15.6‰	21.8‰	17.0‰
2017(平成29)年度	4,813	5,662	15.1‰	21.2‰	16.7‰

資料：区…品川区の福祉、都…東京都福祉保健局年報、全国…厚生労働省被保護者調査

(8) 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

2015（平成 27）年 4 月に開設した「品川区暮らし・しごと応援センター」では、生活困窮者自立支援事業における相談に以下のとおり対応しました。

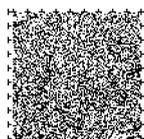
■ 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

(単位：件)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
総相談件数	2,422	2,910	2,234
来所件数	1,225	1,127	981
電話件数	1,048	1,587	1,096
巡回件数	149	196	157

資料：品川区の福祉

※巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と区単独による巡回延べ件数の合算である。



2. アンケート調査等からみえる現状

(1) 品川区の地域福祉に関するアンケート調査

1) 調査概要と結果のまとめ

○2017（平成 29）年度に 20 歳以上の区民 5,000 人を対象に、区民の生活や地域福祉への意向を把握するため、品川区の地域福祉に関するアンケート調査を実施しました（有効回答数 1,718 人、回答率 34.4%）。

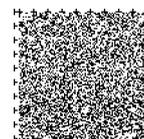
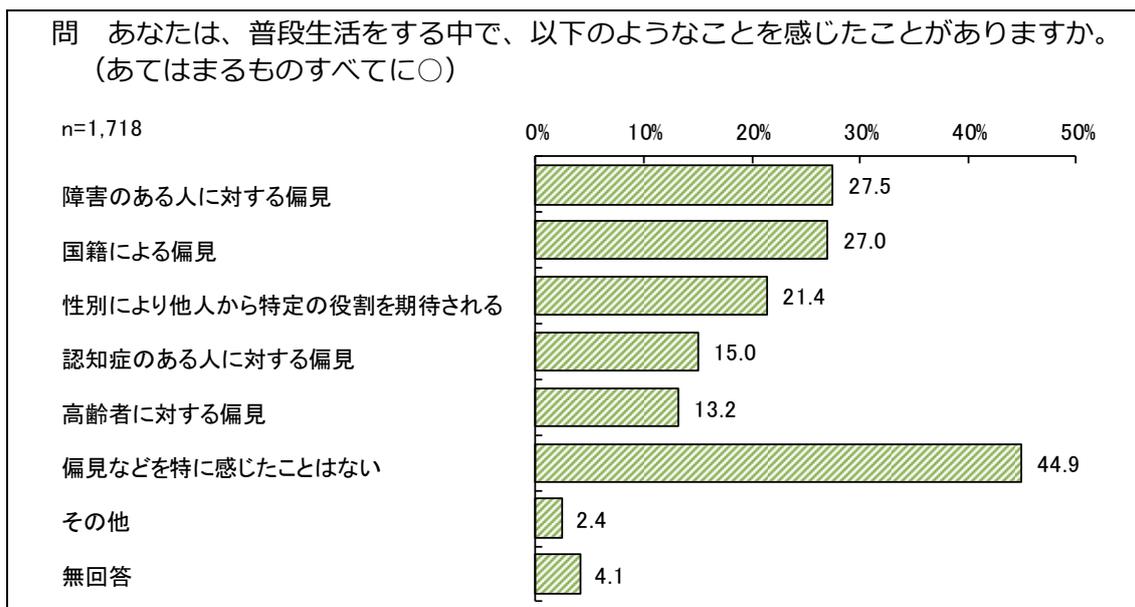
○近所で手助けを必要とする人を見かけたり、事故や虐待のニュースなどを見たときに、地域における支え合いの意義や必要性を感じるという人が多くいました。

○地域における支え合いの必要性は感じているものの、現在は仕事や家事・子育てなどで多忙である、健康に自信がないなどの理由から、地域の活動に参加していない人が多くいました。しかし、情報や機会があれば活動してみたいと思っている人も一定割合いました。

2) 回答結果（抜粋）

① 普段の生活で感じる偏見

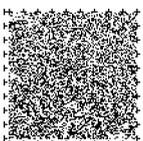
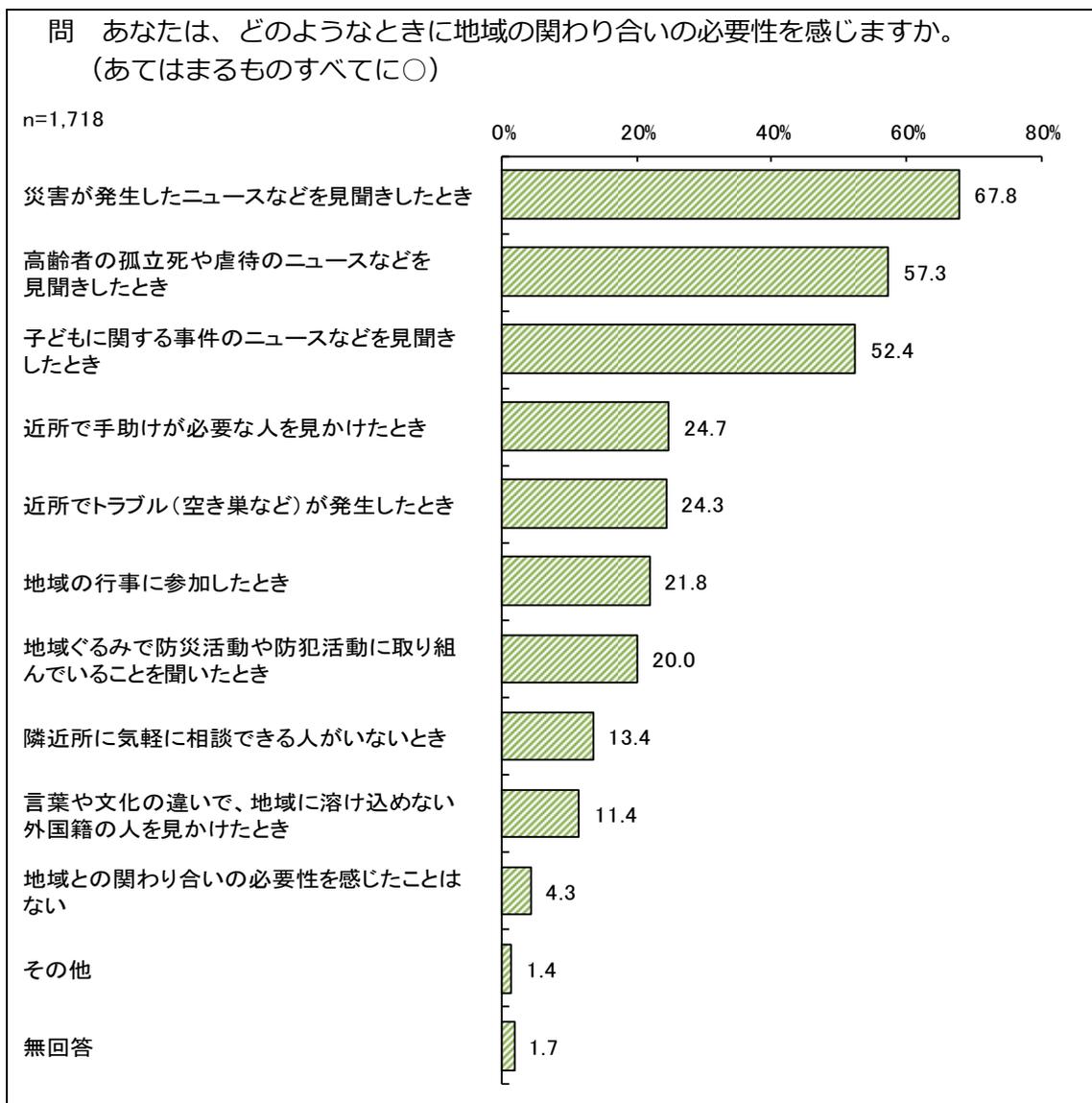
普段生活をする中で「偏見などを特に感じたことはない」が 44.9%となっています。一方、「障害のある人に対する偏見」が 27.5%、「認知症のある人に対する偏見」が 15.0%、「高齢者に対する偏見」が 13.2%などとなっていて、誰もが生活しやすい社会の実現のため、多様性を認め合う、偏見のない社会が求められています。



② 地域の関わり合いの必要性

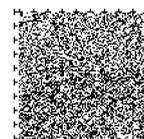
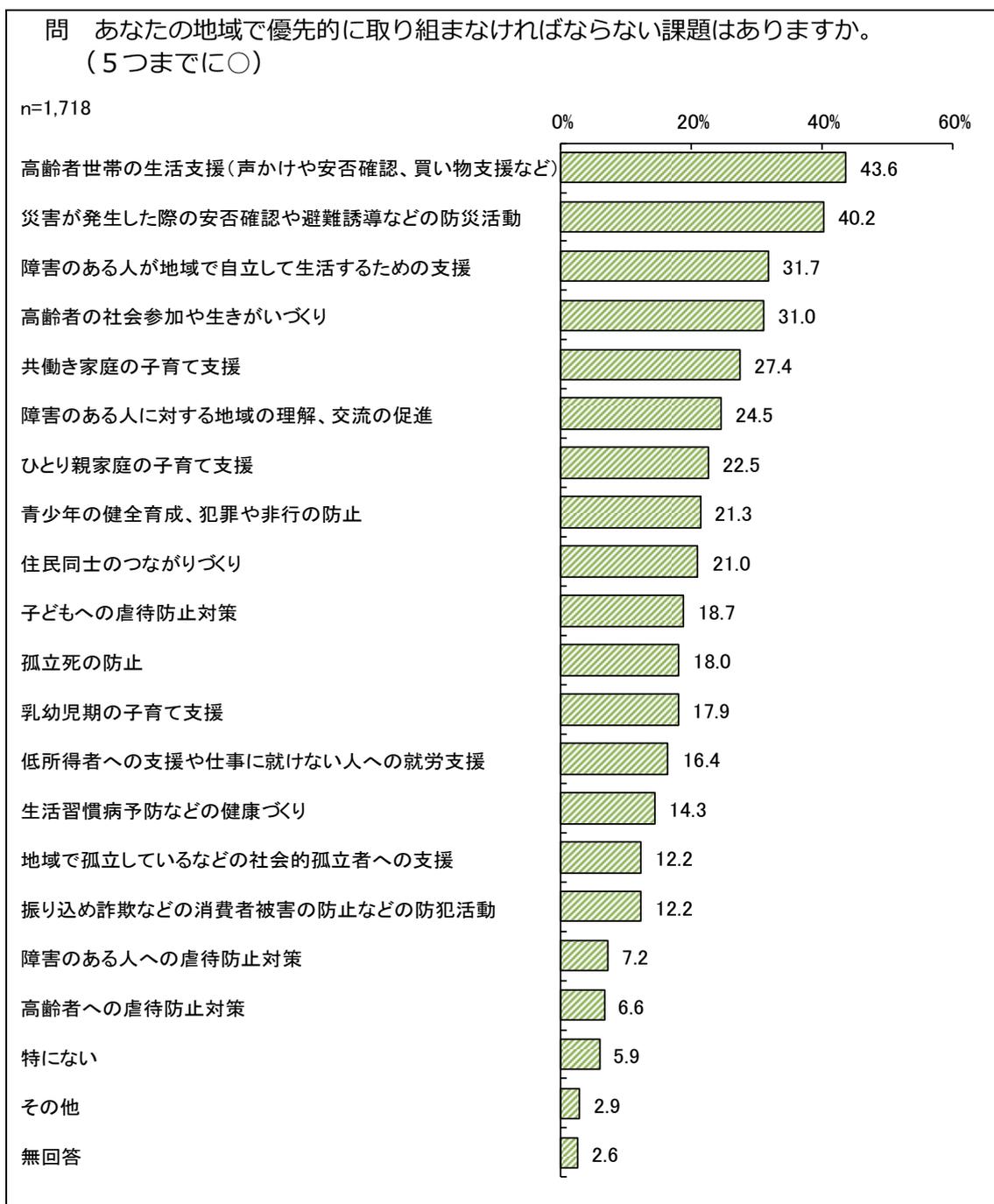
地域の関わり合いの必要性を感じる時は「災害が発生したニュースなどを見聞きしたとき」が 67.8%と最も高く、次いで「高齢者の孤立死や虐待のニュースなどを見聞きしたとき」が 57.3%となっており、区民は安全や人命に関わることに地域の関わり合いの必要性を強く感じています。

「近所で手助けが必要な人を見かけたとき」、「地域ぐるみで防災活動や防犯活動に取り組んでいることを聞いたとき」、「隣近所に気軽に相談できる人がいないとき」など日常生活における困りごとや悩みについても、日常的な地域の関わり合いが求められています。



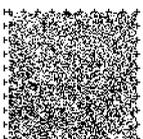
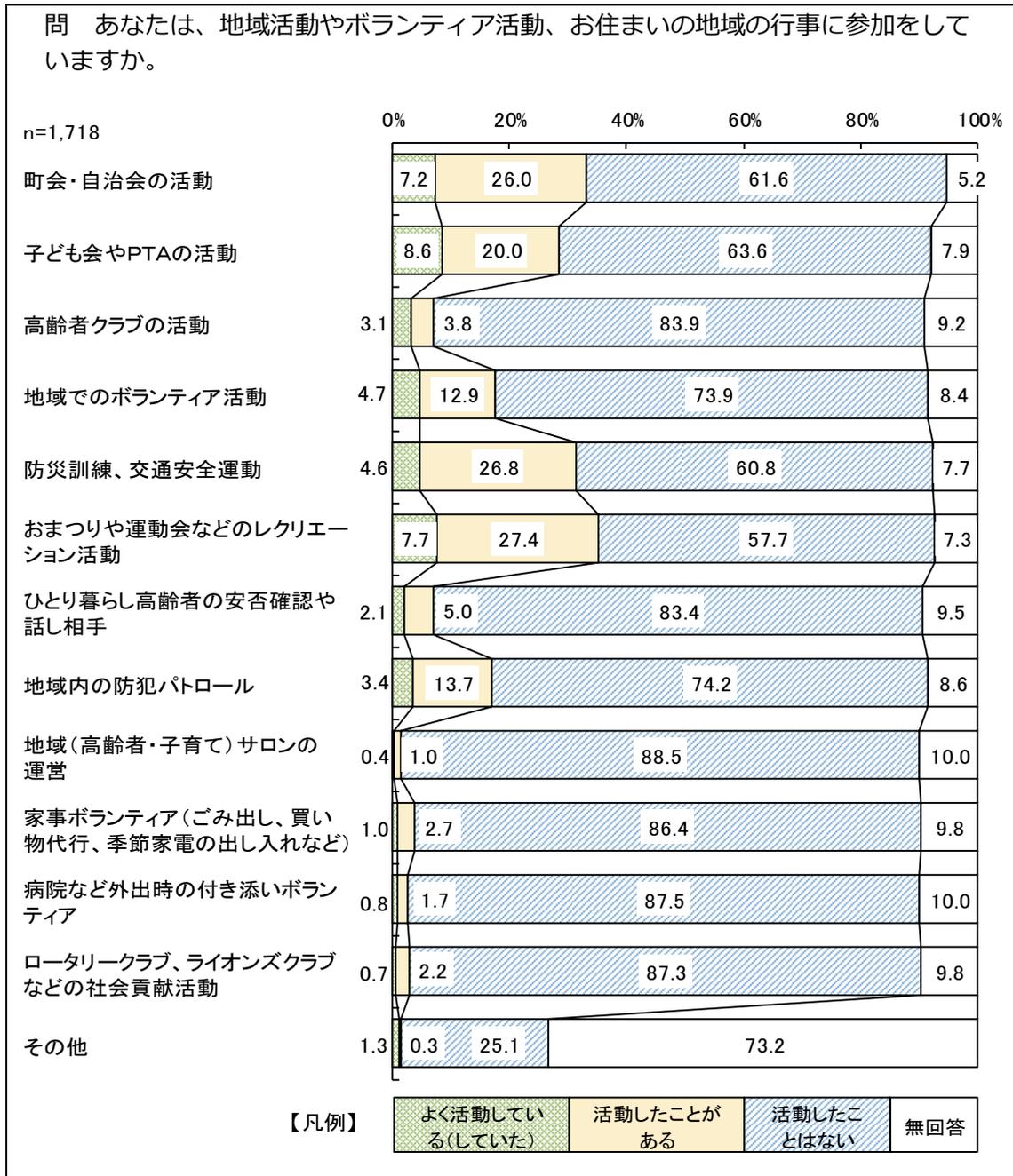
③ 地域における優先課題

地域で優先的に取り組まなければならない課題については、「高齢者世帯の生活支援」が43.6%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が40.2%となり、そのほか、障害のある人への支援や子育て支援に関連する項目が上位となっています。



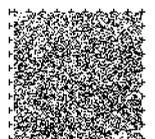
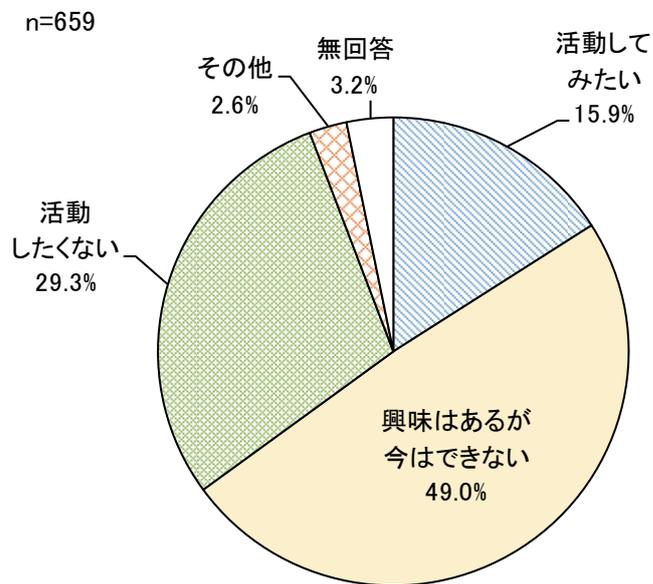
④ 地域活動やボランティア活動

地域活動やボランティア活動、居住地域の行事への参加については、町会・自治会の活動は「よく活動している（していた）」が7.2%、「活動したことがある」が26.0%、合わせた「活動している（したことがある）」は33.2%となっています。その他の活動においても、活動している人が多いとは言えず、参加者や担い手の増加が課題と考えられます。



前ページの問で、すべての活動に「活動したことはない」と回答した人のうち、今後の参加の意向については、「活動してみたい」(15.9%)と、「興味はあるが今はできない」(49.0%)を合わせて64.9%となっています。これまで地域活動などに参加をしたことがない人の大半が活動自体には興味や関心を持っていることがわかりました。

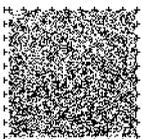
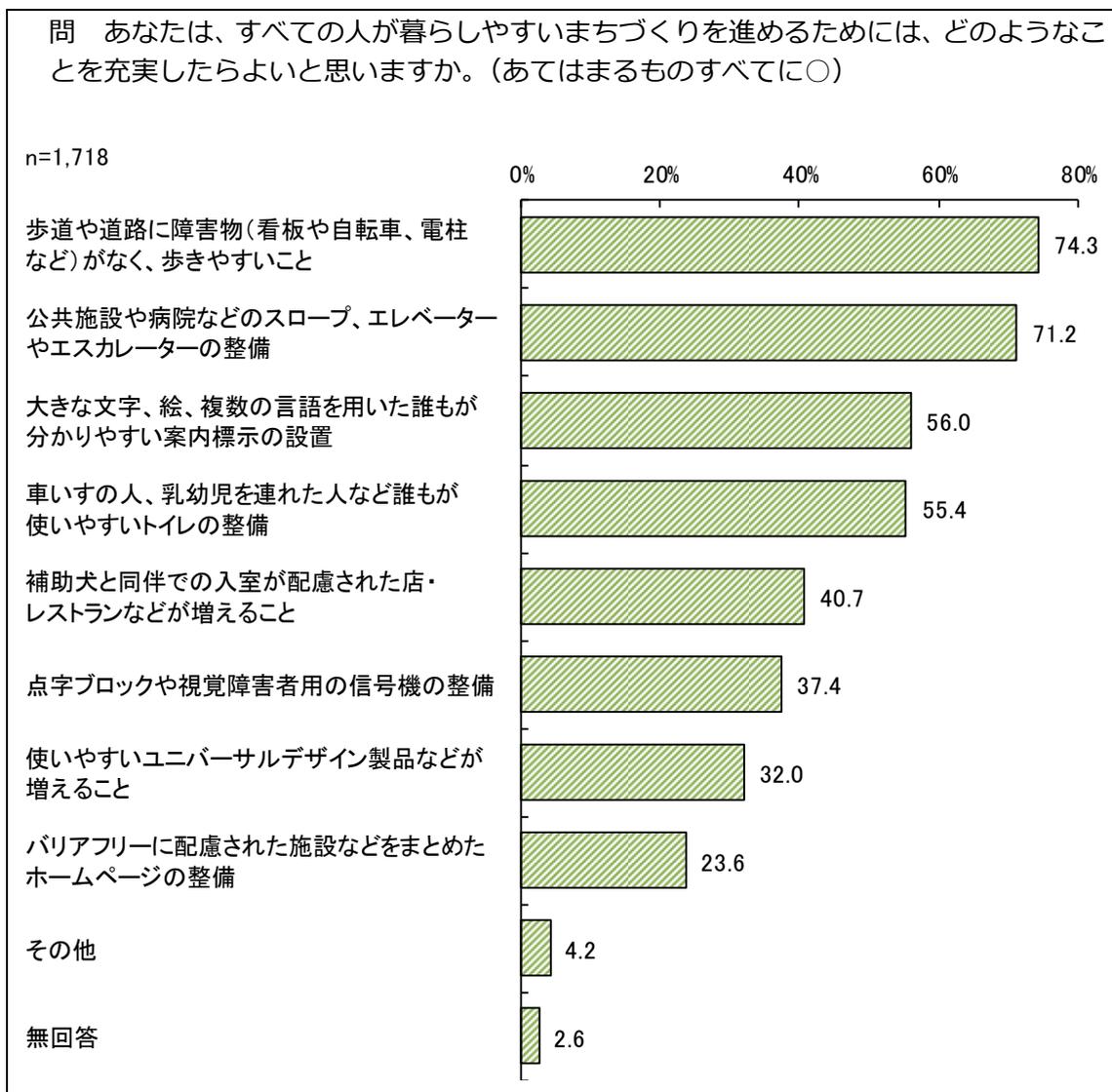
問 すべての活動に「活動したことはない」と答えた方におたずねします。
あなたは、今後、活動してみたいと思いますか。



⑤ ユニバーサルデザインやバリアフリー

すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるために充実したらよいと思うことについては、「歩道や道路に障害物がなく、歩きやすいこと」が74.3%と最も高く、次いで「公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーターの整備」が71.2%、「大きな文字、絵、複数の言語を用いた誰もが分かりやすい案内標示の設置」が56.0%、「車いすの人、乳幼児を連れた人など誰もが使いやすいトイレの整備」が55.4%などとなっています。

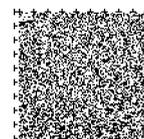
社会参加をする上で、外出しやすい環境整備は重要なため、今後もユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。



(2) 区民・関係者からの主なご意見

本計画策定にあたり、区民アンケート調査をはじめ、専門職アンケート調査や策定委員会、地区懇談会を実施し、様々な意見をいただきました。ここでは、地域福祉に関連の高い意見を一部紹介します。

- 「近所で見守りや生活支援が必要と思われる方がいる」、「新たな転入者が地域に溶け込みにくい」、「向こう三軒両隣のつきあいが見られなくなってきている」
⇒地域とのつながりの希薄化
- 「日頃の近所づきあいは難しくても、防災訓練に参加することで自分の住む地域を知ってもらいたい」、「地震や火災等を意識した炊き出し体験など、楽しみながら参加できる防災訓練に参加したい」
⇒災害時のための日常的なつながり
- 「参加者、運営者が固定化している」、「新たな担い手の発掘や情報発信の工夫が必要」
⇒自主的活動の継続への不安
- 「みんなが正しく理解し、過ごしやすいまちになるとよい」、「喫煙スペースを守らない、狭い道路を広がって歩くなどのことがなくなるように、マナーの講習会等を開催してほしい」
⇒ルールやマナー意識の啓発
- 「高齢者や障害者などその人自身でできることを取り上げないように、確認しながら、必要な手助けをすることが大切」、「偏見は無知や恐れからくる。外国人との交流の場を設け、文化の違いなど、尊重できるような活動ができたらよい」
⇒様々な偏見や差別の解消
- 「孤立している人がいないように、個人、家庭に外部の誰かがつながっている状態になるとよい」、「介護サービスや地域との交流や関わりを持っていない人への支援について、行政や専門職だけではカバーしきれていないと感じる」、「家族それぞれに問題がある場合、支援において関係機関の連携が必要」
⇒多機関・多職種連携



3. 前期計画の成果・実績

(1) 「第2期品川区地域福祉計画」の主な成果・実績

1) 相談から支援につなげるしくみづくり

身近な地域での福祉相談・コーディネート機能の充実を図るため、区内全地域センター内に「支え愛・ほっとステーション」を開設し、各種サービス提供の調整や、高齢者の安否確認等の支援を拡充しました。

支え愛・ほっとステーションでは、相談内容に応じて、在宅介護支援センター等と連携し、相談から専門的サービスにつなげるしくみづくりを進めました。

2) 安心して暮らせるための具体的支援メニューの充実

区民主体の身近な地域での支え合いの活動を支援するため、地域住民や地域団体の代表者間で情報交換や意見交換を行う各地区の「支え愛活動会議（旧称：ふれあいサポート活動会議）」により、地域における支え合いの活動の充実を図りました。

また、区民の参加を得て区や区社会福祉協議会等が実施する「さわやかサービス」、「ファミリーサポート事業」の充実を図り、高齢者や子育て世代の人のニーズに対応した生活支援を拡充しました。

3) 地域の支え合いに必要な情報の活用と保護

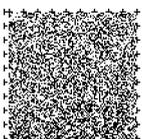
地域での見守りや支え合いの活動において活用される個人情報について、情報の保護に配慮したうえで、支援を必要とする人の情報の適正な活用と共有化を図るため、「個人情報取扱いガイドブック」等による情報提供の充実を図りました。

また、情報取得が困難な人に対しては、「広報しながわ」の個別配送や「声の広報」の提供、文字の拡大表示や多言語自動翻訳等に対応の電子書籍を配信しています。

4) 担い手の育成、拠点整備等活動しやすい環境づくり

区民が気軽に地域の支え合い活動に関われる環境づくりとして、活動のきっかけとなる機会やしくみを充実させるため、つどいの場などのサロン活動の運営支援や拠点の拡充を図ってきました。

また、地域ではつらつとボランティア活動を行う高齢者の支援として、指定の活動を行った人にポイントを付与する「地域貢献ポイント」の拡充を図りました。



(2)「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」の主な成果・実績

1) ユニバーサルデザインの普及啓発

「困ったときはおたがいさま」という意識啓発の活動として進める「おたがいさま運動」をとおして、ユニバーサルデザインの知識やまちなかで困っている人への声のかけ方などについて、区職員、区民、児童が学ぶ場の充実を図りました。

また、身近な地域で認知症の人や家族を支える支援の輪を広げるため、認知症サポーター養成講座も拡充しました。養成の対象は、金融機関やスーパーマーケット等の企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校など、職種や世代が広がっています。あわせて、認知症カフェなどにより、認知症への理解を促進しています。

2) 誰もが安心して外出できるしくみづくり

誰もが安全・快適に外出できるよう、移動のための案内・誘導として、多言語対応するなど、区設置の駅前の案内サイン等を更新しています。

また、交通マナーの啓発や交通安全教育の充実として、区内各警察署等と連携し、交通安全講習会の開催や刊行物の配布等により交通安全対策を実施しています。

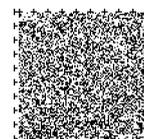
3) 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

「品川区まちづくりマスタープラン」において都市活性化拠点に位置付けられている「大井町駅周辺」と地域生活拠点に位置付けられている「旗の台駅周辺」を重点整備地区とし、基礎調査や庁内会議、協議会設置、まち歩き点検などによる検討を経て、それぞれの計画を策定しました。

また、無電柱化などによる快適な道路空間の創出や、段差解消などによる誰もが安心して利用できる安全な公園づくりなどの取り組みを進めています。

4) 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

地域住民・地域活動団体・障害者団体の代表者や鉄道・バス事業者等により構成する「やさしいまちづくり推進協議会」を開催しました。協議会では、区・事業者からの最新の関連事業の報告やハード・ソフト両面の施策についての情報交換、日常生活で感じている不便な点等についての意見交換により、多様なユニバーサルデザインの取り組みの推進を支援しました。



4. 地域福祉で取り組むべき今後の重点課題

アンケート調査や地区懇談会、策定委員会によるご意見等からみえてきた課題を次のようにまとめました。

■ 偏見や差別のない地域づくり

偏見や差別をなくしていくためには、偏見や差別を許さない意識づくりや地域づくりが重要です。そのためには、様々な機会をとらえて、人権や思いやりなどについて考える場を拡充するとともに、困難な問題を抱える人たちに対する理解を深めていくことが求められます。

また、区民アンケートでは、「隣近所の人のこと知らない」、「新たな転入者と昔から居住している住民との交流が難しい」などの意見もありました。地域のつながりが希薄化する中、近隣住民同士の日頃のあいさつなどによる顔の見える関係の地域づくりが求められています。

■ 地域活動の担い手の発掘・育成

地域活動やボランティア活動においては、地域の様々な人が積極的に関わっていくことが必要となっています。現在、地域活動の運営者や参加者においては、固定化や高齢化が課題となっており、新たに参加する人を求めています。

一方、地域とつながりを持つことなく過ごしている人の中には、地域福祉やボランティアの活動に興味や関心を持っている人もいます。そうした人が、楽しみややりがいを感じながら地域の活動に参加し、担い手の輪が広がるようなきっかけづくりが求められています。

■ 包括的な相談支援体制の充実

住民が抱える生活課題は多様で複合的になっており、ほかの人からは見えにくいものです。地域における孤立や孤独をなくし、孤立死や虐待を未然に防ぐためには、住民同士が日頃から声をかけ合い、何かあったときに相談し合う関係を築くことが大切です。地域の様々な問題を受け止め、適切な解決を図るため、区や専門機関等の横断的な連携の強化や、包括的な相談支援体制の充実が求められています。

